

第5章 被害者支援の推進

1 自転車損害賠償保険への加入啓発

(地域創生環境課)

近年、自転車事故が増加しているとともに、自転車利用者が加害者となり高額な賠償責任を負うケースが顕在化しています。

埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用促進に関する条例」を改正し、平成30年4月から自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の賠償に伴う経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し「自転車損害賠償保険等」への加入を義務付けていますが、すべての自転車利用者が自転車損害賠償保険等に参加している状況ではありません。

このため、自転車利用者の責務として、自転車損害賠償保険等に参加することの必要性について、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組むこととします。

2 交通事故相談への対応

(地域創生環境課)

交通事故により交通事故被害者等は、かけがえのない尊い生命までも絶たれてしまうという大きな不幸に、また、身体的、精神的及び経済的被害に見舞われることがあることから、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

このため、交通事故被害者等から寄せられる様々な相談に対しては、埼玉県交通事故相談、法テラス（日本司法支援センター）及び（公財）日弁連交通事故相談センターなどの必要な支援機関を紹介できるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応を行います。

3 交通遺児等に対する援助

(地域創生環境課・教育委員会事務局)

交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により遺児等となった児童・生徒等に対しては、埼玉県交通安全対策協議会が行う援護金などの給付事業、交通遺児等への募金事業、自動車事故対策機構が行う生活資金貸付事業及び交通遺児育成基金が行う育成基金事業等について、積極的な広報・周知活動に取り組むとともに、身近な共済制度である「交通災害共済」への加入を促進します。